

令和7年度



和歌山県西牟婁振興局建設部

管内概況



〒646-8580 和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

TEL 0739-22-1200(代表)

FAX 0739-26-7927

目 次

1. 西牟婁振興局建設部の概況	1
2. 西牟婁振興局建設部の所在地	2
3. 西牟婁振興局建設部の沿革	2
4. 管内市町の概要	3
5. 機構図	4
6. 職員現況	5
7. 分掌事務	6
8. 管内の土木施設概要	9
管内道路表	9
管内河川表	11
9. 令和7年度事業予算	12
10. 主要事業の概要	13
道 路	13
河 川	16
砂 防	16
海 岸	17
港 湾	17
漁 港	17
空 港	18
11. 管理業務	19
12. 用地業務	23
13. 建築業務	24
14. 建設業許可業者	27
15. 歳入関係	28

1. 西牟婁振興局建設部の概況

当振興局建設部の管轄区域は、田辺市、白浜町、上富田町であり、管内面積は1, 285㎢で県土の約27%、なかでも田辺市は県土の約22%を占めています。管内人口は約10万人で県内人口の約11%を占めています。

地勢は、平野部が少なく、奈良県と境界をなしている果無山脈とそれに連なる諸山脈等大小の山々が多く、急峻な山地が海岸部まで迫っています。

このような地形条件のため、道路は急勾配となり屈曲の多い山岳道路特有の形態を呈し、河川は蛇行しながら太平洋に注いでいます。

一方、海岸は、海岸山地の沈降によって、海水が谷に侵入してできた複雑な海岸地形をもとに、隆起による陸域の増大および侵食による海域の増大がうまく調和することによって荒々しい岩礁海岸の姿を保っています。日本のナショナル・トラスト運動の先駆けの地としても知られる天神崎や、名勝として名高い円月島、千畳敷、三段壁等、海岸の大部分が吉野熊野国立公園に指定されています。

管内は、黒潮の影響を受ける南海気候区に属し、降水量は多く、また、よく台風の進路にあたることから毎年河川、道路等公共施設の災害が多く発生しています。平成23年台風第12号による記録的豪雨により、各地で甚大な被害が発生しました。

管内には、山間部を縫うようにして走る熊野への参詣道「熊野古道」があり、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として平成16年7月に世界遺産に登録されてから、昨年で20年を迎えました。平成28年10月には管内8地点が追加登録されており、県内外から大勢の観光客が訪れています。世界遺産としての文化価値との調和を図りながら施設等の管理を行うと共に、交通の利便性や交通安全の確保に努めています。

2. 西牟婁振興局建設部の所在地

庁舎の所在地

田辺市朝日ヶ丘23番1号 西牟婁総合庁舎内

3. 西牟婁振興局建設部の沿革

昭和21年1月1日付けの機構改革に伴い、西牟婁地方事務所土木課より分離し、田辺市上屋敷町116番地に田辺土木出張所として新設され、現在の田辺市（龍神村・本宮町を除く）、白浜町、上富田町、すさみ町を管轄とした土木行政を担当。

昭和26年5月14日 田辺市上屋敷町193番2に新庁舎を建設し移転。

昭和30年4月 1日 一部機構改革に伴い管轄の「すさみ町」を串本土木出張所に移管。

昭和35年7月 1日 和歌山県河川監理員設置規定により、河川監理員を配置。

昭和38年6月 1日 和歌山県道路監理員設置規定により、主任道路監理員を配置。

昭和41年8月28日 主査及び主任河川監理員を配置。

昭和43年8月14日 機構改革に伴い、田辺土木事務所と改称し、富田川改良工事事務所を合併。

昭和46年2月 9日 庁舎の敷地が、街路事業文里港線（田辺市委託施工）の道路用地となり、田辺市上屋敷町112番地に移転。

昭和49年5月13日 西牟婁総合庁舎の新築完成により、田辺市朝日ヶ丘23番1号に移転。

昭和56年6月 1日 機構改革に伴い、建築課を設置。

昭和58年6月 1日 技術部門の強化と行政効率の向上並びに工事検査のスピード化を図るため総括専門員を配置。

昭和60年6月 1日 機構改革に伴い、日置川駐在所と中辺路駐在所を、それぞれ富田川出張所と国道改良工事事務所に統合し、新たに日置川道路整備員詰所と中辺路道路整備員詰所を設置。

平成 3年4月 1日 機構改革に伴い、補修課を道路整備課に改称。

平成 6年4月 1日 機構改革に伴い、日置川道路整備員詰所を廃止。

平成 7年4月 1日 機構改革に伴い、総務管理課を総務課と管理課に分割。

平成 8年4月 1日 機構改革に伴い、総括専門員を廃止し、次長（技術）を配置。

平成 9年4月 1日 機構改革に伴い、富田川出張所を廃止し富田川道路整備員詰所を設置。企画調査課を新設。工務第一課を道路課に改称（第一係及び第二係）。工務第二課を治水課に改称（第一係及び第二係）。

平成10年4月 1日 機構改革に伴い、西牟婁振興局に統合され建設部を設置。部長、副部長（事務）、副部長（技術）を配置。

平成11年4月 1日 国道311号改修工事の概成に伴い、国道改良工事事務所を廃止。高速道路建設の推進並びに建築行政効率の向上を図るため総括専門員を、また工事検査のスピード化を図るため検査員を配置。道路課に第三係を設置。

平成12年4月 1日 機構改革に伴い、建築課に建築係及び営繕係を設置。中辺路道路整備員詰所を廃止。

平成14年4月 1日 機構改革に伴い、係を廃止しグループ制を導入。

平成15年4月 1日 機構改革に伴い、農林道課を設置。

田辺漁港事務所を農林水産振興部より編入。

富田川道路整備員詰所を廃止。

平成17年4月 1日 機構改革に伴い、龍神駐在、龍神詰所及び本宮駐在、本宮詰所を日高振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部から移管。

- 平成１７年５月 １日 田辺市、中辺路町、大塔村、龍神村、本宮町の合併による「田辺市」の誕生に伴い、旧龍神村及び旧本宮町の区域を管轄。
- 平成１８年４月 １日 機構改革に伴い、総務課と管理課を統合し総務管理課に、農林道課を廃し道路課に統合、治水課と田辺漁港事務所を統合し河港課に、企画調査課を事業調整課に改称。
近畿自動車道紀南高速事務所を西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所に組織変更。
- 平成２０年４月 １日 機構改革に伴い、近畿自動車道紀南高速事務所を移転し、用地第一課と用地第二課を設置。
龍神駐在を田辺市龍神行政局内に移転。
- 平成２１年４月 １日 機構改革に伴い、総務管理課、事業調整課、用地課を廃し、総務調整課、用地・管理課を設置。
- 平成２２年４月 １日 機構改革に伴い、近畿自動車道紀南高速事務所用地第一課と用地第二課を用地課に統合。
- 平成２４年４月 １日 近畿自動車道紀南高速事務所を西牟婁総合庁舎内に移転。
- 平成２５年７月 １日 湯浅御坊高速事務所(有田振興局建設部内)の設置に伴い、近畿自動車道紀南高速事務所職員の一部分が配置換え。
- 平成２８年４月 １日 近畿自動車道紀南高速事務所を廃止。
- 平成２９年４月 １日 機構改革に伴い、用地・管理課、道路整備課、道路課、河港課を廃し、用地課、管理保全課、工務課を設置。

４．管内市町の概要

令和７年４月１日現在(和歌山県調査統計課調べ)

市 町 名	推 計 人 口			世 帯 数
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	(世 帯)
田 辺 市	３０，２０３	３４，３４３	６４，５４６	３０，７６８
白 浜 町	８，８２４	１０，０９９	１８，９２３	９，３６０
上 富 田 町	７，２６７	８，００１	１５，２６８	６，７２５
計	４６，２９４	５２，４４３	９８，７３７	４６，８５３

田 辺 市 平安時代から熊野詣で栄え、武蔵坊弁慶の生誕地、博物学者の南方熊楠が居住した地として知られています。

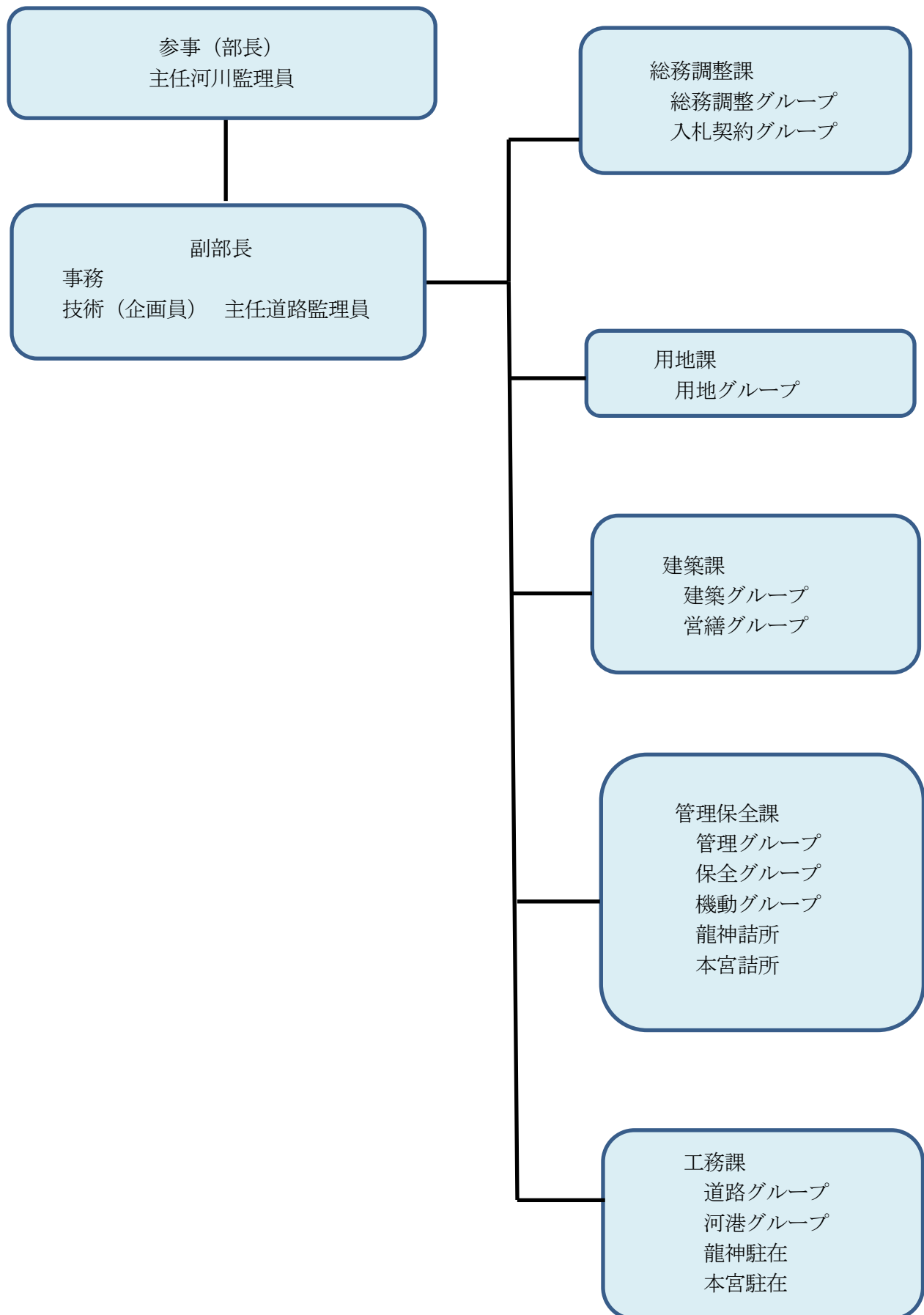
海岸部は日本のナショナルトラスト運動の発祥地である「天神崎」があり、自然のままの海岸が残されています。

山間部は、紀伊半島内陸部に位置し、熊野古道や熊野本宮大社、百間山溪谷、日本三大美人の湯「龍神温泉」、日本最古の湯「湯の峰温泉」等があります。特に、熊野古道や熊野本宮大社などが、平成１６年７月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、世界的にも注目されています。

白 浜 町 日本三大温泉地のひとつで、飛鳥・奈良時代から「牟婁の湯」として栄え、その豊富な湯量によって数多くの旅館やホテルが立ち並んでいます。円月島、三段壁、千畳敷、白良浜などの景勝地があり、夏は海水浴やマリンレジャーで賑わう観光地です。清流日置川は鮎釣りのメッカであり、海岸部では磯釣りなど、様々なアウトドアレジャーも楽しめます。

上富田町 熊野詣の山間部を行く中辺路街道と海岸線を行く大辺路街道との分岐点であったことから「口熊野」と呼ばれて栄えてきました。富田川沿いに開けた盆地には、歴史や由緒ある寺社が点在しており王子跡や岡藤、大賀ハスなどの見所があります。

5. 機構図



6. 職員現況

令和7年4月1日現在

		事 務	技 術	計
参事（部長）			1	1
企画員（副部長）			1	1
副部長		1		1
総務調整課	課 長		1	1
	入札契約統括員	1		1
	主 任	1		1
	主 査	2	2	4
	副 主 査	1		1
	主 事	5		5
	計	1 0	3	1 3
用地課	課 長	1		1
	主 任	2		2
	主 査			
	副 主 査	3		3
	主 事	2		2
	計	8		8
建築課	主 幹		1	1
	総括専門員（課長）		1	1
	主 任		3	3
	主 査		1	1
	副 主 査		2	2
	技 師		4	4
	計		1 2	1 2
管理保全課	課 長		1	1
	主 任	1	1	2
	主 査	3	4	7
	副 主 査	1	1 0	1 1
	主 事	5		5
	技 師		3	3
	計	1 0	1 9	2 9
工務課	課 長		1	1
	主 任		4	4
	主 査		8	8
	副 主 査		4	4
	主 事	1		1
	技 師		2	2
	計	1	1 9	2 0
会計年度任用職員		9		9
合 計		3 9	5 5	9 4

7. 分掌事務

総務調整課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 建設部の職員の服務その他人事に関する事。
- (4) 部の予算の経理事務に関する事。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関する事。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (7) 入札及び契約に関する事。
- (8) 振興局が行う入札事務の実施及び指導に関する事。
- (9) 建設業に関する事。
- (10) 浄化槽法の規程に基づく浄化槽工事業に係る登録に関する事。
- (11) 地元負担金の徴収に関する事。
- (12) 県単独補助事業の補助金の交付に関する事。
- (13) 土木事業等の進捗管理、企画及び調整に関する事。
- (14) 土木事業等の調査、技術指導及び審査に関する事。
- (15) 建設副産物対策に関する事。
- (16) 県が施行する土木工事等の検査に関する事。
- (17) 国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町村の土木工事の指導、審査、監督及び補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査に関する事。
- (18) 国土交通省所管国庫負担及び国庫補助に係る市町村の道路事業、街路事業、公園事業、区画整理事業及び下水道事業の実施設計の承認に関する事。
- (19) 土地利用に関する協議、手続及び審査に関する事。
- (20) 建設業相談窓口に関する事。
- (21) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関する事。
- (22) 景観に関する事。
- (23) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関する事（造成及び景観に係る認定の基準に関する事に限る。）。
- (24) 特定都市河川浸水被害対策法に係る書類の受理及び進達、立入検査等に関する事。
- (25) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。

用地課

- (1) 工事の執行に伴う土地買収、物件移転補償及び土地建物等の借上げ並びに土地等の登記に関する事。
- (2) 公有地の拡大の推進に関する事。

建築課

- (1) 建築基準に関する事。
- (2) 建築士に関する事。
- (3) 県営住宅に関する事。
- (4) 宅地建物取引業に関する事。
- (5) 住宅金融支援機構に関する事。

- (6) 市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する公営住宅及び住環境整備事業の指導及び監督に関すること。
- (7) 福祉のまちづくりに関すること。
- (8) 建築物に係る景観に関すること。
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 長期優良住宅に関すること。
- (11) 都市の低炭素化の促進に関すること。（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) サービス付き高齢者向け住宅の立入検査に関すること。
- (13) 空き家対策の推進に関すること。
- (14) 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の施行に関すること（太陽光発電設備に係る認定の基準に関することに限る。）。
- (15) その他建築、住宅及び宅地に関すること。
- (16) 営繕工事に关すること。
- (17) 建築工事及び設備工事の検査に関すること。
- (18) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する建築工事及び設備工事の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関すること。

管理保全課

- (1) 公共土木施設の管理に関すること。
- (2) 土地水面等の占用及び使用の許可に関すること。
- (3) 水防に関すること。
- (4) 国有財産の管理に関すること。
- (5) 道路及び河川の愛護奨励に関すること。
- (6) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関すること。
- (7) 採石法に関すること。
- (8) 砂利採取法に関すること。
- (9) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- (10) 公有水面埋立に関すること。
- (11) 港湾施設（公共用地を含む。）、漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、港湾、漁港、海岸保全区域内の公有水面の管理に関すること。
- (12) 国有海浜地及び一般公共海岸の管理に関すること。
- (13) 水上オートバイの規制区域の管理に関すること。
- (14) 公共土木施設の維持、修繕（点検を含む。）の設計、施工及び監督に関すること。
- (15) 公共土木施設に係る各種台帳整備に関すること。

工務課

- (1) 道路の新設及び改良工事等の調査・測量・設計・施工及び監督に関すること。
- (2) 河川、砂防等の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 海岸、港湾、漁港等の工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関すること。
- (5) 海岸保全区域の指定の調査に関すること。
- (6) 港湾及び漁港の指定の調査に関すること。
- (7) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関すること。
- (8) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関すること。

- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の調査に関すること。
- (10) 南紀白浜空港施設の整備等に関すること。

8. 管内の土木施設概要

(1) 総 括

区 分	箇所数	延 長	摘 要
道 路	42	607.2 km	一般国道 5 (国直轄を除く) 主要県道 11 一般県道 26
河 川	88	492.9 km	一、二級河川
海 岸	21	26.5 km	海岸保全区域
港 湾	2	417.5ha	文里港 354.7ha 日置港 62.8ha
砂 防	387		田辺市 286 白浜町 52 上富田町 49
地すべり	21	466.6ha	田辺市 17(424.24) 上富田町 4(42.31)
急 傾 斜	247		田辺市 122 白浜町 70 上富田町 55
県営住宅	15	657 戸	田辺市 9(394) 白浜町 4(140) 上富田町 2(123)

(2) 道 路

区 分	路 線 数	実延長 (km)	改 良 済	
			延長 (km)	率 (%)
一 般 国 道	5	218.1	168.6	77
主 要 県 道	11	161.3	119.9	74
一 般 県 道	26	227.8	132.8	58
計	42	607.2	421.3	69

(3) 橋 梁

区 分	橋 梁 数
一 般 国 道	250
主 要 県 道	154
一 般 県 道	189
計	593

(4) 河 川

区 分	河 川 数	延長 (km)	摘 要
一 級 河 川	5	42.8	
二 級 河 川	83	450.1	

[管内道路表]

種 別	路 線 名	実延長 (m)	改 良 済	
			延長 (m)	率 (%)
一 般 国 道	国 道 1 6 8 号	16,719	16,079	96
	国 道 3 1 1 号	51,825	50,305	97
	国 道 3 7 1 号	101,919	69,132	68
	国 道 4 2 4 号	20,564	20,317	99
	国 道 4 2 5 号	27,056	12,808	47
	小 計	218,083	168,641	77

種別	路線名		実延長（m）	改 良 済	
				延長（m）	率（％）
主要 県 道	19	美里龍神線	5,785	97	2
	29	田辺龍神線	30,682	23,685	77
	30	田辺印南線	9,433	4,234	44
	31	田辺白浜線	12,112	12,068	99
	32	紀伊田辺停車場線	161	161	100
	33	南紀白浜空港線	8,540	8,540	100
	34	白浜温泉線	16,256	16,168	99
	35	上富田南部線	16,968	15,457	91
	36	上富田すさみ線	24,936	17,181	69
	37	日置川大塔線	28,514	20,683	72
	45	那智勝浦本宮線	7,918	1,644	21
	小　　計		161,304	119,918	74
	一 般 県 道	198	龍神中辺路線	11,935	11,935
199		芳養清川線	14,175	11,005	78
200		中芳養南部線	577	577	100
205		上野岩田線	6,330	557	9
206		文里湊線	2,699	2,699	100
207		上万呂北新町線	3,218	2,178	68
208		秋津川田辺線	17,989	12,101	67
209		長野上秋津線	8,008	4,798	60
210		田辺港線	1,826	1,826	100
211		文里港線	1,287	1,287	100
212		栄岩崎線	8,088	5,487	67
213		白浜久木線	10,759	2,872	27
214		白浜停車場線	3,941	3,941	100
215		椿停車場線	1,291	706	55
216		温川田辺線	26,848	10,191	38
217		近露平瀬線	10,027	1,258	13
218		平瀬上三栖線	14,382	6,033	42
219		下川上牟婁線	25,838	16,780	65
220		岩田保呂線	4,267	2,834	66
221		市鹿野鮎川線	11,636	4,969	43
222		城すさみ線	1,890	0	0
223		日置港線	458	458	100
241		静川請川線	6,901	3,972	58
243		日置川すさみ線	4,499	4,499	100
735		龍神十津川線	18,196	9,050	49
801		白浜日置川自転車道線	10,789	10,789	100
小　　計		237,854	132,802	58	
合　　計			607,242	421,361	69

[管内河川表]

河 川 名	延長 (m)	河 川 名	延長 (m)	河 川 名	延長 (m)
井原川	800	馬川	3,390	三ヶ川	4,250
芳養川	15,281	生馬川	6,702	城川	13,800
田川	3,520	板木川	1,000	上の谷川	2,650
小畔川	2,550	岡川	6,773	深谷川	2,200
西郷川	4,300	田熊川	3,300	将軍川	2,200
小恒川	4,260	根皆田川	2,000	前の川	18,450
左会津川	13,366	汗川	2,500	熊野川	6,370
稲成川	4,871	清水谷川	2,000	法師川	2,100
荒光川	1,800	鉛山谷川	650	竹の又川	3,700
右会津川	17,954	樽見谷川	220	西の又川	1,800
大西谷川	300	使者原川	100	安川	5,000
左向谷川	1,880	内の井川	6,800	和田川	5,000
久保田川	3,550	小川谷川	4,500	大内川	3,500
稲屋川	1,720	西谷川	1,350	下の川	2,000
谷川	3,600	西の谷川	800	十丈又川	1,600
池の川	3,700	石船川	5,500	栗の木谷川	300
小川谷川	4,000	高原谷川	3,000	野中川	7,000
橋谷川	600	戸土谷川	600	伊古木川	900
西橋谷川	350	鍛冶屋川	7,000	日高川	63,070
名喜里川	1,630	熊野川谷川	1,300	寒川	3,000
成川	300	中川	7,000	手谷川	2,000
出井川	500	足立谷川	1,500	丹生川	19,900
新川	2,700	袋川	1,300	小又川	2,300
仙波谷川	600	見草川	800	熊野川	14,500
安久川	3,500	朝来帰川	3,520	大塔川	6,545
富田川	33,618	市江川	390	四村川	13,400
高瀬川	3,783	志原川	1,180	音無川	7,400
庄川	4,045	日置川	56,945	三越川	1,000
瀬田川	2,000	森田川	1,200		
惣田川	650	安宅川	2,000		

9. 令和7年度事業予算

令和7年度 当初予算事業費（R7.4.1現在）

（単位：千円）

区 分	公 共		単 独		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
道 路	22	4,083,045	16	555,000	38	4,638,045
河 川	5	580,335	2	50,000	7	630,335
海 岸	3	52,500			3	52,500
港 湾	1	56,700	2	20,000	3	76,700
砂 防	11	325,500			11	325,500
急 傾 斜	6	139,900	9	36,100	15	176,000
漁 港	4	138,600			4	138,600
空 港	1	720,300			1	720,300
合 計	53	6,096,880	29	661,100	82	6,757,980

令和6年度 補正予算事業費（R7.4.1現在）

（単位：千円）

区 分	公 共		単 独		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
道 路	19	1,150,730			19	1,150,730
河 川	6	797,900			6	797,900
海 岸	2	104,030			2	104,030
港 湾	1	42,420			1	42,420
砂 防	9	222,200			9	222,200
急 傾 斜	4	90,900			4	90,900
漁 港	1	50,500			1	50,500
空 港					0	0
合 計	42	2,458,680	0	0	42	2,458,680

10. 主要事業の概要

【道 路】

(1) 国道371号（川筋ネットワーク道路）

大阪府河内長野市を起点に東牟婁郡串本町に至る紀伊半島を縦貫する路線で、管内の延長は101.9kmとなっています。昭和50年に県道美里中辺路線から国道に昇格。昭和57年に串本町まで延伸されていますが、線形不良箇所や狭隘部が多く、車の対向が困難な箇所が数多くあります。

道路改良事業については、田辺市中辺路町小松原～合川において、平成21年度より「中辺路町工区」として事業化（令和4年度完了）しており、平成30年度補正より「石船～向山工区」、令和2年度より「小松原工区」が新たに事業化し、現道拡幅による整備を進めています。

さらに令和元年度からは田辺市龍神村東～殿原も現道拡幅による整備を進めています。



▲ 石船～向山工区（大内川地内）



▲ 東～殿原工区（東地内）

(2) 芳養清川線（川筋ネットワーク道路）

国道424号（田辺市芳養地内）を起点とし、日高郡みなべ町に至る路線であり、田辺市街地と山間部集落を連絡する田辺圏域の「背骨」となる重要な道路のひとつで、管内延長は、14.2kmとなっています。

上芳養地区の幅員狭小区間（延長1,300m）については平成22年度より、中芳養地区の幅員狭小区間（延長1,150m）については平成25年度より事業を進めており、平成29年度に中芳養工区のバイパス区間（延長750m）を供用し、残る現道拡幅区間についても令和2年度に供用開始しました。

また、令和元年度より「中芳養～上芳養工区」（延長1,000m）、令和4年度より「上芳養工区」（延長1,270m）を新たに事業化し、現道拡幅により整備を進めています。



▲ 中芳養～上芳養工区



▲ 上芳養工区

（３）上富田南部線

西牟婁郡上富田町から田辺市を経て、日高郡みなべ町を結ぶ幹線道路（管内延長１７．０km）であり、阪和自動車道みなべＩＣへのアクセス道路、国道４２号及び国道３１１号の代替道路としても重要な路線です。田辺市下万呂から秋津町の区間には小学校、保育所があり、通学路となっているものの幅員が狭隘で住宅が密集している区間であるためバイパス道路（延長１，１００m）で計画し、平成１６年度より事業着手し平成２４年度に供用。また、平成２３年度に着手した秋津野橋（延長５９．５m）の架け替え工事についても平成２５年度に供用しています。

また、平成２５年度に事業化した中万呂地区の幅員狭小部分（延長６００m）については、令和２年度に供用開始しました。

現在は、平成２８年度に事業化した秋津町地区の幅員狭小部分（延長２００m）及び令和２年度に事業化した上万呂（熊野橋付近）から中万呂の区間（延長１，０００m）について、それぞれ整備を進めています。



▲ 田辺市上万呂地区



▲ 田辺市秋津町地区

（４）白浜久木線

当該路線は、国道４２号と白浜町の内陸部を結び、災害時には日置川大塔線や国道４２号の代替路としての機能だけでなく、旧白浜町と旧日置川町に一体的な繋がりをもたせることができる重要な路線です。

そのため、平成２６年度から久木側の久木工区（延長２，４００m）より事業着手しており、平成２９年度からは、庄川側の庄川～久木工区（延長２，０００m）についても事業化し、両側から整備を進めています。



▲ 久木工区



▲ 庄川～久木工区

(5) 上万呂北新町線

当該路線は、国道424号から国道311号へ至る幹線道路であり、地域住民の生活はもとより、観光や物流においても重要な路線です。

また、当区間は会津小学校の通学路となっているものの歩道が整備されておらず、国道42号との天王池交差点では、事故率が高い状況です。

そのため、平成23年度より事業着手し、歩道設置及び交差点改良を進めています。



▲ 施工状況

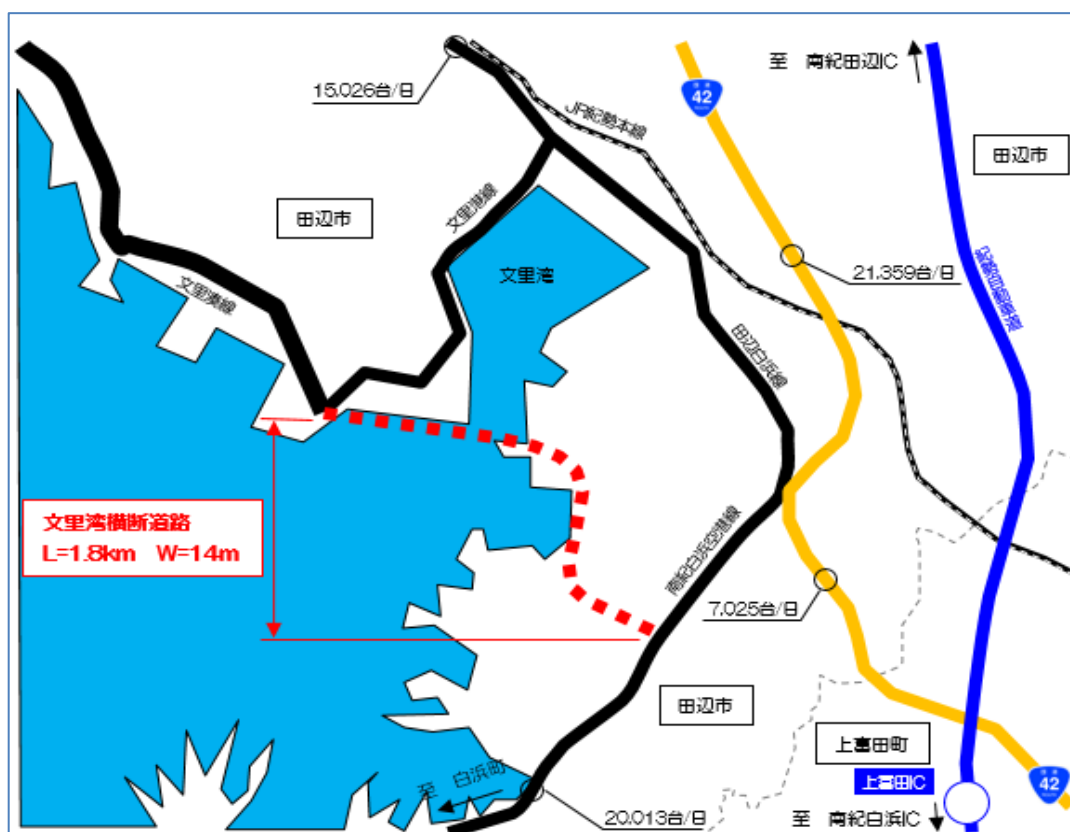


▲ 施工状況

(6) 文里湾横断道路

当該路線は、田辺市中心部と県道南紀白浜空港線を連絡する都市計画道路であり、田辺市津波避難困難地域解消計画の中で、近い将来発生が予想される南海トラフ地震時に、津波避難困難地域のみならず、周辺に存在する要配慮者施設利用者等の避難路・避難場所として必要とされている重要な路線です。

当該区間の整備により、効果的な緊急輸送ルートの確立、近隣町との地域間を結ぶ交通網を形成し、市街地の渋滞解消に寄与するものです。令和4年度から用地取得に着手し、令和5年度から工事着手しました。



【河 川】

(1) 富田川

富田川では、河口より上流（馬川合流点）に至る整備計画区間約6.2kmにおいて、平成30年6月に河川整備計画を策定し、平成30年度から河口部より、護岸の嵩上げや河道掘削を進めています。

(2) 左会津川

左会津川は、河川整備計画（平成15年11月策定）に基づき、河口より上流（田辺市秋津町）に至る整備計画区間約2.0kmの区間において、護岸の嵩上げ工事を進めています。

(3) 芳養川

芳養川は、昭和48年度から改修に着手し、河口より古井橋までの間4.3kmまでの工事を完成しています。

現在は河川整備計画（平成26年8月策定）に基づき、古井橋から上井頭首工までの約0.7kmの区間において、護岸の整備を進めています。

(4) 日置川

日置川は、河川整備計画（平成29年9月策定）に基づき、矢田～田野井地区（2.6km）および安居～寺山地区（0.8km）のうち、現在は矢田地区を対象に、掘削・築堤等の整備を進めています。

(5) 熊野川

熊野川圏域においては、昭和34年、昭和57年、平成9年、近年においては平成23年9月の台風第12号などの度重なる洪水により浸水被害が発生し、対策が強く求められています。

現在は河川整備計画（平成21年9月策定）に基づき、本宮地区において、全体計画約40万m³の河床掘削を実施しております。

【砂 防】

栗ヶ谷砂防事業

栗ヶ谷は、人家8戸および生馬小学校（避難場所）、県道、町道等が保全対象の土石流危険渓流です。降雨の際には、土石流の発生が懸念されることから、令和2年度に事業化し、令和6年度から対策工事に着手しています。



【海 岸】

日置海岸

日置海岸の背後には、小学校や中学校など公共施設が立地しています。これまで、台風などの波浪により越波による被害が発生しており、平成16年度から高潮対策のための人工リーフの整備を進めており、これまでに2基の整備が完了しています。

残りの1基については、令和8年度の完成を目指し工事を進めています。



▲ 日置海岸

【港 湾】

高潮対策事業（文里港海岸）



文里港の背後地には、県立神島高等学校や田辺港湾合同庁舎が立地し、人家なども密集しています。しかしながら、護岸高が不足していることから、台風などの際には、高潮による浸水被害が発生していたため、平成21年度から護岸の嵩上げや消波工、また令和2年度から、排水ポンプ場の老朽化に伴う修繕などの工事を実施しています。

【漁 港】

田辺漁港（湊、江川地区）

本地区の主要な陸揚岸壁である湊-4.0m 岸壁、江川-3.5m 岸壁及び主要な外郭施設である江川西防波堤について、発生頻度の高い津波を発生させる地震及び津波による被災後も、漁港機能を維持し、水産業の早期再開を図れる体制を整えるため、耐震・耐津化整備を実施しています。



【空 港】

熊野白浜リゾート空港

熊野白浜リゾート空港は、昭和43年4月に、YS-11型機の就航が可能な1,200mの滑走路を有する第3種空港として供用を開始し、東京～白浜間の定期航路が開設しました。その後、航空機のジェット化に伴い、ジェット機が就航できる滑走路とするため、隣接した場所に新たに新空港を整備し、平成8年3月から1,800mの滑走路を有する新空港として現在の位置で供用開始しています。

さらに、平成12年9月には、さらなる航空機の大型化に伴い中型ジェット機に対応するため2,000m滑走路に拡張されています。

この空港は、本県的一大観光地である白浜町に位置し、観光振興に寄与することはもとより、大規模災害時の物資、人員の輸送などに重要な役割を果たすことが期待されています。

現在、令和4年度から実施している老朽化した滑走路舗装の全面的な改良工事に加え、令和5年度から滑走路端安全区域（RESA）対策事業を実施しています。



熊野白浜リゾート空港

1 1. 管理業務

(1) 道路管理

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける、管内の道路（国道5路線、県道37路線）総延長607.2kmと橋梁593箇所等の構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため全路線の道路パトロール等を行っています。

[主な業務]

- ① 道路工事（道路法第24条）施工状況の監督及び指導
- ② 不法占用、不法使用等の是正指導及び排除
- ③ 路面、路側等道路構造物の損傷又は汚損状況の調査と安全点検
- ④ 道路占使用及び工事施工承認等の許認可事務

[道路管理処理関係]

(単位:件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
24条 (道路工事)	25	28	21	20	14
32条 35条					
新 規	138	170	185	158	139
継 続	244	245	346	177	197
掘 削	52	56	49	49	36
区間整理事業区域内					
42条 (パトロール)	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
46条 (通行制限)	27	46	28	29	24
77,80条 (警察許可・協議)	286	254	206	222	201
異常気象時における規制	2	6	2	2	2
水 防	0	0	0	0	0
凍 結	2	6	2	2	2
道 路 管 轄 路 線 数	42	42	42	42	42
一般国道	5	5	5	5	5
主要県道	11	11	11	11	11
一般県道	26	26	26	26	26
橋 梁 数	325	590	593	593	593
一般国道	149	246	250	250	250
主要県道	82	157	154	154	154
一般県道	94	187	189	189	189

[道路愛護団体]

会の名称	設立年月日
中芳養道路河川愛護会	昭和44年 1月25日
内ノ井道路河川愛護会	昭和50年 6月20日
稲成道路河川愛護会	昭和50年 7月 1日
田辺市伏菟野道路河川愛護会	昭和52年 7月 1日
大古道路河川愛護会	昭和55年 2月10日
西原道路愛護会	昭和40年 4月 1日
近野地区環境保全協議会	昭和58年 4月15日

[わかやま道路パートナー事業] (旧紀の国マイロード事業)

参加団体の名称	初回協定締結日
龍神村花いっぱい運動推進協議会	平成 18 年 9 月 1 日
白浜愛創会	平成 18 年 11 月 1 日
NPO 法人花つぼみ	平成 19 年 4 月 16 日
四村川を考えるふれあいの会	平成 19 年 4 月 16 日
市ノ瀬河川敷環境美化推進実行委員会	平成 23 年 4 月 1 日
国道 (311 号) 市ノ瀬地区花壇美化クラブ	令和 4 年 4 月 1 日
彦五郎ふれあいガーデン	令和 7 年 4 月 30 日

(2) 河川管理

管内を流れる河川のうち、現在 88 河川が県管理河川（一、二級河川）として指定されており、総延長は 493km におよんでいます。

当建設部では、これら一、二級河川の河川法に基づく適正かつ効果的な維持管理を図るため、河川管理員を配置し、主として河川占用許可及び形状変更許可等の許認可業務並びに、川へのゴミ不法投棄及び不法占用等違反行為の是正指導を行っています。

その他地域住民等によるボランティア活動として河川愛護団体（管内 56）・きのくにリバーアドプト事業参加団体（管内 3）が定期的に草刈り・清掃を実施しており、河川管理上重要な役割を担っています。

[河川管理処理関係]

区 分	新規許可件数					継続許可件数				
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
住宅倉庫	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1
昇降路	0	0	0	0	0	5	15	21	5	2
堰	0	0	0	0	0	12	12	10	2	0
樋管樋門	0	0	0	0	0	6	7	12	2	2
橋梁	1	2	1	0	0	108	418	81	37	46
埋設物	0	0	0	0	0	17	19	15	11	9
その他（橋梁添加を含む）	61	36	18	22	16	726	410	287	185	178
形状変更一時占用	50	47	44	39	49					

[河川愛護団体]

	名 称	設立年月日	対象河川
1	中芳養道路河川愛護会	昭和 44 年 1 月 25 日	芳養川、小畔川
2	内ノ井道路河川愛護会	昭和 50 年 6 月 20 日	内の井川、富田川
3	稲成道路河川愛護会	昭和 50 年 7 月 1 日	稲成川、荒光川、左会津川
4	秋津町河川愛護会	昭和 51 年 2 月 1 日	左会津川、右会津川
5	田中道路河川愛護会	昭和 51 年 3 月 1 日	芳養川、田川
6	左向谷川河川愛護会	昭和 52 年 7 月 31 日	左向谷川
7	上富田町岡道路河川愛護会	昭和 52 年 5 月 2 日	岡川
8	田辺市伏菟野道路河川愛護会	昭和 52 年 7 月 1 日	左会津川
9	安宅区道路河川愛護会	昭和 52 年 12 月 26 日	日置川、安宅川
10	三栖河川愛護会	昭和 53 年 1 月 1 日	左会津川

	名 称	設立年月日	対象河川
11	富田区高瀬川愛護会	昭和 54 年 4 月 15 日	高瀬川
12	馬川河川愛護会	昭和 54 年 4 月 1 日	馬川
13	田熊川河川愛護会	昭和 54 年 4 月 1 日	田熊川
14	保呂区富田川左岸地区河川愛護会	昭和 54 年 10 月 1 日	富田川、瀬田川
15	根皆田川河川愛護会	昭和 54 年 4 月 1 日	根皆田川
16	惣田川河川愛護会	昭和 54 年 4 月 1 日	惣田川
17	志原川愛護会	昭和 54 年 12 月 1 日	志原川
18	汗川河川愛護会	昭和 54 年 4 月 1 日	汗川
19	中区富田川河川愛護会	昭和 55 年 2 月 1 日	富田川
20	大古道路河川愛護会	昭和 55 年 2 月 10 日	日置川
21	内ノ川区富田川左岸地区河川愛護	昭和 55 年 4 月 1 日	富田川
22	清水谷川河川愛護会	昭和 54 年 4 月 1 日	清水谷川
23	田辺市芳養町芳養川河川愛護会	昭和 55 年 7 月 1 日	芳養川
24	会津川河川愛護会	昭和 56 年 5 月 18 日	左会津川
25	長野河川愛護会	昭和 57 年 5 月 1 日	左会津川
26	庄川河川愛護会	昭和 58 年 3 月 18 日	庄川
27	十九淵区高瀬川河川愛護会	昭和 58 年 4 月 8 日	高瀬川
28	富田川愛護会	昭和 58 年 7 月 1 日	富田川
29	久保田川河川愛護会	平成 2 年 1 月 1 日	久保田川
30	日置川塩野愛護会	平成 3 年 4 月 1 日	日置川
31	日置川滝愛護会	平成 3 年 4 月 1 日	日置川
32	日置川矢田愛護会	平成 3 年 4 月 1 日	日置川
33	田野井河川愛護春日会	平成 3 年 4 月 1 日	日置川
34	万呂河川愛護会	平成 4 年 3 月 13 日	左会津川
35	平河川愛護会	平成 7 年 1 月 1 日	富田川
36	保呂区瀬田川河川愛護会	平成 7 年 4 月 1 日	瀬田川
37	栄区富田川愛護会	平成 7 年 10 月 12 日	富田川
38	田川河川愛護会	平成 9 年 10 月 20 日	田川
39	日置川ロヶ谷河川愛護会	平成 8 年 1 月 1 日	日置川
40	境河川愛護会	平成 10 年 1 月 10 日	芳養川
41	下鮎川環境美化グループ	平成 15 年 6 月 4 日	富田川
42	畑山河川愛護会	平成 15 年 7 月 23 日	富田川
43	下田熊河川愛護会	平成 16 年 3 月 4 日	富田川
44	坊垣内地区河川愛護会	平成 6 年 7 月 8 日	日高川
45	千鉢区河川愛護会	平成 18 年 5 月 1 日	右会津川
46	岩崎地区富田川愛護会	平成 18 年 7 月 1 日	富田川
47	上秋津岩内区右会津川河川愛護会	平成 19 年 5 月 1 日	右会津川
48	大川河川愛護会	平成 19 年 10 月 10 日	富田川
49	市ノ瀬・下鮎川環境づくりグルー	平成 21 年 1 月 5 日	富田川
50	万呂小泉河川愛護会	平成 21 年 4 月 1 日	左会津川
51	宮ノ尾河川愛護会	平成 22 年 4 月 1 日	富田川
52	中ノ岡河川愛護会	平成 22 年 4 月 1 日	富田川
53	くまの河川愛護会	平成 20 年 10 月 1 日	日置川
54	LAR 河川愛護会	平成 28 年 8 月 1 日	左会津川
55	大芝水利組合河川愛護会	平成 28 年 10 月 1 日	富田川

56	市ノ瀬まちづくり推進協議会	平成 29 年 6 月 1 日	富田川
----	---------------	-----------------	-----

[きのくにリバーアドプト事業]

	名 称	覚書締結年月日	対象河川
1	中村組釣吉ファンクラブ 日高川龍神クリーンクラブ	平成 18 年 2 月 1 日	日高川
2	渡瀬やったる会	平成 19 年 4 月 16 日	四村川
3	前地水利組合	平成 20 年 4 月 1 日	熊野川

(3) 漁港管理

当建設部が管理する漁港は、田辺漁港（江川、戎、湊浦の3地区）です。第3種漁港（その利用範囲が全国的なもの）として昭和27年に農林大臣に指定されました。

その維持管理に関しては、漁港漁場整備法及び和歌山県漁港管理条例に従い行っています。主な業務として、漁港区域内の水面・公共空地・漁港施設の占用等の許可及び占用料等の徴収等があります。

[漁港管理処理件数]

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公 共 空 地	88	98	85	83	80
公 有 水 面	5	5	5	5	6
漁 港 施 設	79	87	74	79	79

(4) 海浜地及び公有水面

当建設部管内の海岸（海浜地及び公有水面等）において、法により区域の指定を受けている箇所は、海岸保全区域が21箇所で延長が26.5km、港湾区域が文里港、日置港の2箇所（港湾隣接区域と海岸保全区域にも指定されています。）です。その他の指定を受けていない海岸を一般公共海岸として管理しており、水域の占用については海底の土地使用として管理しています。

これら区域等の適正かつ効果的な維持管理を図るため、不法占用等の是正指導及び占使用許認可業務を行っています。

[占使用等許可件数]

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
海岸法による海岸保全区域	27	18	23	34	20
海岸法による一般公共海岸	10	15	20	9	18
海 底 の 土 地 使 用	13	13	15	13	17
港 湾 法	22	6	23	22	4
港 湾 施 設	10	10	16	13	14
公有水面埋立法（権利移転含）	1	1	0	1	0

1 2．用地業務

当建設部の所管にかかる公共事業に必要な用地の買収並びに物件等の補償事務を取り扱っています。当管内の問題点としては、下記の点があげられます。

(1) 公図混乱

山間部においては、法務局備え付けの公図と山林農地等の地番や実際の位置が一致していない場合があります（公図混乱）。そのために公図から地番を特定することは難しく、また、買収用地の分筆登記等を行う場合には、その前提として公図訂正をする必要があります。公図訂正には関係地権者全員の承諾が必要であり、公図訂正作業に日数を要します。また、関係地権者の一人でも承諾を得られない場合には、公図訂正ができず、用地買収（登記）ができないなど、用地取得の隘路となっています。

(2) 多数相続

山間部の山林農地、原野等においては、何代にもわたり相続登記が未了となっている土地が多く、多数の相続人が存在し、相続人が県外あるいは海外へ転出している場合があります、所有者の探索、特定等に日時を要するなど、用地取得の隘路となっています。

[用地取得及び物件補償状況]

(単位：円)

区 分	用 地 費	物件補償費	合 計	取得面積
	金 額	金 額	金 額	
令和 2 年度	266,020,896	1,062,153,759	1,366,818,605	46,905 m ²
令和 3 年度	576,700,663	1,259,784,168	1,836,484,831	144,410 m ²
令和 4 年度	257,792,076	727,514,024	985,306,100	20,820 m ²
令和 5 年度	218,866,086	604,768,272	823,634,358	24,929 m ²
令和 6 年度	250,012,730	911,437,052	1,161,449,782	37,095 m ²

1 3. 建築業務

(1) 関係法令に基づく建築物・工作物の規制誘導

- ①都市計画法
特別用途地区、地区計画の指導
- ②建築基準法
西牟婁振興局管内と東牟婁振興局管内の一定規模以上の建築確認申請
西牟婁振興局建設部管内の中間検査、完了検査
- ③建築士法
西牟婁振興局建設部管内の建築士、建築士事務所の指導
- ④宅地建物取引業法
西牟婁振興局建設部管内の宅地建物取引主任者、宅地建物取引業者の指導
- ⑤景観法・和歌山県景観条例（建築物に限る）
西牟婁振興局建設部管内の建築物の適合審査
- ⑥バリアフリー法・和歌山県福祉のまちづくり条例（建築物に限る）
西牟婁振興局建設部管内の建築物と建築物敷地の適合審査
- ⑦建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
西牟婁振興局建設部管内の届出受理
- ⑧建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（建築物に限る）
西牟婁振興局建設部管内の届出受理
- ⑨長期優良住宅の普及の促進に関する法律
西牟婁振興局建設部管内の認定
- ⑩都市の低炭素化の促進に関する法律
西牟婁振興局建設部管内の認定
- ⑪空家等対策の推進に関する特別措置法
市町への助言等（空家相談会等）

[建築確認処理件数]（建築設備及び工作物、変更確認含む）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建 築 確 認	307	267	219	180	190
建築完了検査	254	255	236	183	179
中 間 検 査	185	163	133	95	100
計	746	685	588	458	469

(2) 県営住宅管理業務

公営住宅法に基づき建設された所管区域内の県営住宅の管理業務で、住宅の使用許可、使用料徴収、入退去手続及び修繕工事等維持管理に関する業務を行っています。

[県営住宅の状況]

建築年度	団 地 名	戸 数	間 取	備 考
昭和29年度	田 辺 (田 辺 市)	18	2DK	
42	白 浜 (白 浜 町)	8	〃	2号棟、3号棟
43	〃 (〃)	6	〃	4号棟
46	新 万 (田 辺 市)	24	3DK	3号棟

建築年度	団 地 名	戸 数	間 取	備 考
47	新 万 (田 辺 市)	24	3DK	2 号棟
48	〃 (〃)	24	〃	1 号棟
50	丹 田 台 (上富田町)	64	〃	1 号棟、2 号棟
51	文 里 (田 辺 市)	32	〃	1 号棟、2 号棟
52	阪 田 (白 浜 町)	24	〃	1 号棟
53	〃 (〃)	24	〃	2 号棟
52	内 ノ 浦 (田 辺 市)	24	〃	1 号棟
53	〃 (〃)	24	〃	2 号棟
54	〃 (〃)	40	〃	3 号棟
53	日 置 (白 浜 町)	24	〃	1 号棟
56	鮎 川 (田 辺 市)	24	〃	
56	西 跡 之 浦 (〃)	24	〃	1 号棟
57	〃 (〃)	4	4DK	2 号棟
57	〃 (〃)	20	3DK	
58	日 置 (白 浜 町)	24	〃	2 号棟
62	丹 田 台 (上富田町)	30	〃	3 号棟、4 号棟
63	鮎 川 第 2 (田 辺 市)	24	〃	1 号棟
平成 2 年度	栗 栖 川 (〃)	24	〃	1 号棟、2 号棟
3	鮎 川 第 2 (〃)	4	3LDK	2 号棟
3	〃 (〃)	12	3DK	
4	椿 (白 浜 町)	30	3LDK	
5	中 芳 養 (田 辺 市)	48	〃	1 号棟、2 号棟、3 号棟
9	岡 (上富田町)	8	3DK	1 号棟
9	〃 (〃)	21	2LDK	2 号棟、3 号棟
合 計		657		

(3) 営繕工事関係業務

西牟婁・東牟婁振興局管内で行う営繕工事並びに調査、測量、設計及び工事監理に関する委託業務を行っています。

(単位：千円)

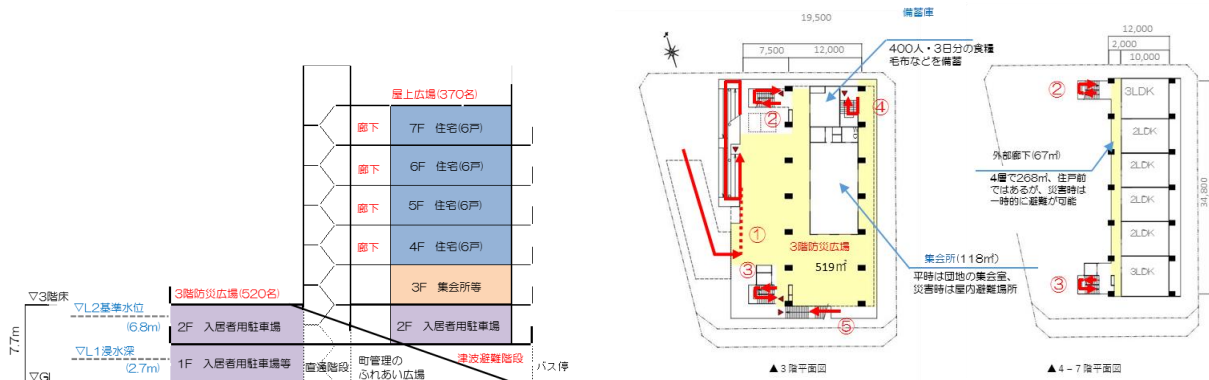
区 分	令 和 6 年 度					
	国庫補助		県単独		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
営繕工事	9	121,523	10	831,881	19	953,404
設計委託	0	0	10	117,618	10	117,618

① 完成工事

県営住宅串本団地新築工事

地域住民等の津波避難場所確保のため、旧串本町役場跡地（津波避難困難地域内）に、津波避難ビル機能を有する県営住宅を建設し、令和6年5月に完成しました。建物は鉄筋コンクリート造7階建てで、住戸数24戸（3DK 8戸、2DK 16戸）を有します。

主な特徴としては、津波の浸水に備え、居住スペースを4階から7階に配置し、集会所、防災広場、屋上及び住戸前廊下を合わせ、約1,200人の一時避難が可能です。加えて、避難場所等として活用する集会所に対して電源供給するため、自家用発電設備を備えています。



【集会所】



【防災広場】

南紀はまゆう支援学校新築工事

肢体不自由教育を行う南紀支援学校と知的障害教育及び聴覚障害教育を行うはまゆう支援学校の2校について、みなべ、西牟婁地域の特別支援学校教育を牽引する拠点校として両校を統合した機能を有する施設の整備を目的とし、工事は2期に分けて行い、1期工事（RC造、3階建て、7559㎡）については令和3年12月に完成、2期工事（RC造、3階建て、6,416㎡）については令和5年9月に完成しました。



1 4．建設業許可業者

令和7年3月末現在

市 町 名	大臣許可		知事許可		計		合 計
	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	
田 辺 市	1	0	244	165	245	165	410
白 浜 町	0	0	70	40	70	40	110
上 富 田 町	1	0	33	30	34	30	64
計	2	0	347	235	349	235	584

※他府県に営業所を持っている場合、大臣許可となります。

15. 歳入関係

(単位：円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額
土木費負担金	9	111,477,000	9	123,743,000
砂 防	7	16,162,000	7	13,510,000
街 路	2	95,315,000	2	110,233,000
港湾施設使用料	10	11,662,331	9	11,203,133
小型船舶けい留施設使用料	10	11,662,331	9	11,203,133
農林水産業使用料	124	17,035,927	124	17,837,719
漁 港	124	17,035,927	124	17,837,719
土木使用料	14,689	210,368,876	14,499	208,281,860
貸 地 料	3	6,990	3	6,990
道 路	370	24,930,250	383	25,324,427
河 川 堤 塘	258	30,169,970	248	30,341,419
港 湾 ・ 海 岸	98	2,099,928	98	2,101,228
県 公 営 住 宅	7,028	133,760,915	6,901	131,011,308
駐 車 場	5,677	15,460,443	5,578	15,209,438
共 益 費	1,255	3,940,380	1,288	4,287,050
証紙外収入	1,335	487,100	1,354	472,630
共益費徴収手数料	1,255	376,370	1,288	386,260
公文書開示手数料	80	110,730	66	86,370
生産物売払収入	2	866,118	1	689,216
土 砂 砂 利	2	866,118	1	689,216
延滞金	6	9,500	11	59,356
延滞金(道路保全課)	1	4,200	3	48,856
延滞金(港湾空港振興課)	5	5,300	8	10,500
雑入	9	14,185,667	11	4,983,405
返還金	0	0	2	2,904
電線共同溝整備	3	4,675,000	3	3,738,900
港湾管理	1	567,811	0	0
損害賠償金(道路保全課)	3	8,940,776	4	1,238,161
その他	2	2,080	2	3,440
合 計	16,184	366,092,519	16,018	367,270,319